

指定就労継続支援 B 型事業

重要事項説明書

この重要事項説明書は医療法人タピック就労支援事業所リガーレ（以下、事業所）が提供する指定就労継続 B 型事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条並びに「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 29 号）及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年沖縄県条例第 31 号）に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	医療法人タピック
法人所在地	沖縄県沖縄市比屋根 2-15-2
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 宮里 好一
電話番号	098-982-1777

2. 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	指定就労継続支援 B 型
事業の目的	就労継続支援 B 型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	就労支援事業所 リガーレ
管理者の名称	屋嘉 宗浩
事業所の所在地	沖縄県名護市宇字茂佐 1787 番地 3
電話番号・FAX 番号	電話番号：098-054-3415 FAX 番号：098-054-3404
運営方針	1) 当事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な訓練及び職業の提供を適切に行う。 2) 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供する。 3) 当事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努める。

開設年月	2019年8月1日
定員	就労継続支援B型事業（20名）
通常の事業の実施地域	名護市、本部町、今帰仁村、大宜味村、東村、国頭村全域
営業日及び営業時間	営業日：火曜日～土曜日（国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く） 営業時間：午前8時30分～午後5時30分
サービス提供日及びサービス提供時間	サービス提供日：火曜日～土曜日（国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く） サービス提供時間：午前9時30分～午後3時40分
主たる対象者	（1）精神障害者（18歳未満の者を除く） （2）知的障害者（18歳未満の者を除く）

3. 施設

建物	構造	鉄筋コンクリートブロック造り 1階建1階部分
	延べ床面積	108.76 m ²
	利用定員	就労継続支援B型事業（20名）
敷地面積		562.31 m ²

4. 主な設備

設備の種類	室数	面積等
作業・訓練室	1	24.8 m ²
多目的室	1	14.9 m ²
相談室	1	8.6 m ²
男子更衣室	1	4.1 m ²
女子更衣室	1	4.1 m ²
事務所	1	17.6 m ²
トイレ	1	1.9 m ²
洗面所・障がい者用トイレ	1	3.6 m ²
洗濯室	1	4.3 m ²

5. 職員の配置状況

(1) 職員体制

職種	員数	区分				常勤換算後の職員
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1名			1		1.0
サービス管理責任者	1名	1				1.0
職業指導員	1名	1				1.0
生活支援員	2名	2				2.0

当事業所では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）で定められた人員基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

(2) 勤務体制

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間帯（8:30～17:30）	非常勤・専従1名
サービス管理責任者	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名
職業指導員	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名
生活支援員	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤2名

6. サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。（訪問支援は月2回を限度とします。）
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。また、その他必要な管理、記録を行います。 ☆当事業所の協力医療機関 名称：医療法人タピック 宮里病院 診察科：精神科、内科、整形外科
訓練	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

実習及び求職活動等の支援	・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動の機会の提供	① 請負作業 ・犬舎清掃、犬のシャンプー、草刈り作業、植物の手入れ等 ② 清掃作業 ・施設外の清掃委託作業 ③ その他受託作業 ※ 当事業所独自の工賃支払い基準に則り、上記生産活動に係わる事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 ※ 1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとします。
就労支援	・社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
創作的活動及び利用者本人活動 (教養娯楽活動)	利用者主体による活動としての自治会活動を支援しています。 教養娯楽の活動が主で、それに係わる費用 (例) 所外活動に係わる交通費、入場料、イベントの費用 等	実費負担
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
送迎サービス	自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。	0円
訪問支援交通費	通常の事業の実施地域を超えて行う訪問支援に要する交通費	1回(片道) 1km 20円
その他	サービス提供記録等の複写料金 A4サイズ1枚 工賃証明書他証明書類 1通 行政機関等への各種代行手続き手数料 1件	10円 0円 0円

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払い頂きます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

(3) 利用者負担金の支払方法

上記(1)、(2)の料金は1ヶ月毎に計算し、工賃より差し引いて徴収致します。

8. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写が出来る窓口業務は火曜日～金曜日の午前9時30分～午後4時30分までです。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者及び扶養者等から、予め同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）を得た上で行うこととします。

- ① サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関連機関に情報提供を要請された場合
- ② サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。上記①②に挙げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

(1) 損害保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

(2) 損害保険の種類 ①傷害総合保険 ②賠償責任保険

(3) 損害保険の内容

①傷害保険

- ・死亡・後遺障害保険金 100万円
- ・入院日額 3,000円
- ・通院日額 1,500円

②賠償責任保険

- ・1事故につき 最大5,000万円

11. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所 ご利用相談窓口	窓口担当者 豊見盛 守 解決責任者 古賀 雅都 ご利用時間 8時30分～午後5時30分 (月・日・祝祭日・年末年始を除く) 電話番号 0980-54-3415 担当者が不在の場合は、事務所・支援員までお申し出下さい。
市町村窓口	名護市役所 市民福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 所在地：沖縄県名護市港一丁目1番1号 電話番号：0980-53-1212 (代表)
	本部町役場 福祉課 福祉班 所在地：沖縄県本部町字東5番地 電話番号：0980-47-2165

	今帰仁村役場 福祉保健課 福祉係 所在地：沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地 電話番号：0980-56-4189
	大宜味村役場 住民福祉課 福祉係 所在地：沖縄県大宜味村字大兼久 157 電話番号：0980-44-3003
	東村役場 福祉保健課 障がい福祉係 所在地：沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地 電話番号：0980-43-2202
	国頭村役場 福祉課 障がい福祉係 所在地：沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 電話番号：0980-41-2765
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町4-373-1 (沖縄県総合福祉センター内) 電話番号：098-882-5704

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口担当者 豊見盛 守 ・ ご利用時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ・ 電話番号 0980-54-3415 F A X 0980-54-3404
--------------	---

1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人タピック 宮里病院
医院長名	川崎 俊彦
所在地	沖縄県名護市字宇茂佐 1763 番地 2
電話番号	0980-53-7771
診療科	精神科、内科、整形外科
入院設備	有り

1 3. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める非常災害対策計画により、対応致します。
平時の訓練	別途定める非常災害対策計画により年 2 回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 (3) ・ 非常警報器具 (1) ・ 避難誘導灯 ・ カーテンは防火性のあるものを使用しています。

保険加入	火災保険：大同火災海上保険 賠償責任保険・傷害保険：損害保険ジャパン日本興亜株式会社
------	---

1 4. 当事業所ご利用に際に留意いただく事項

遅刻・早退・休みの時の連絡	遅刻・早退・休まれる場合は、当事業所へ連絡するようにしてください。
訓練時間内の外出	訓練時間内の外出につきましては、外出前に職員にお声かけをしてください。
設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。 ・施設内における備品や生産品等については、無断で持ち出すことや、販売、贈与等を禁止とします。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での飲酒は禁止です。 ・当事業所は、施設・敷地内禁煙施設となっています。タバコの持込・喫煙はできません。
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 ・自己管理の出来ない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようにお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、施設内において宗教、政治、組合等の団体行為やセールス行為等については禁止とします。他の利用者や施設関係者、取引先関係者に対する宗教活動等についても含め、関連する行為を禁止とし、他の方への迷惑行為とみなしますので、ご遠慮下さい。
金銭の貸し借り等の禁止	他利用者に金品をたかる行為は禁止です。又、当事業所利用中に金銭の貸し借りをを行うことはトラブルの元となるため、行わないでください。
危険物の持ち込み	発火物や刃物等危険な物品等を持ち込まないでください。万が一持ち込んだ場合は、事業所にて帰りまでお預かりいたします。
心身の不調時の報告	利用者は、心身の不調がある場合は、その旨を申し出てください。
暴力行為等の禁止	暴言や暴力行為、その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはいけません。

指定就労継続支援 B 型の提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

所在地：沖縄県沖縄市比屋根 2-15-2

名称：医療法人 タピック

代表者：理事長 宮里 好一 印

事業所名：就労支援事業所 リガーレ

説明者：職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援 B 型の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

身元保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄 (利用者との関係) _____
電 話 _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
続 柄 (利用者との関係) _____